

2019年6月7日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
サンシャインシティ文化会館6階
株式会社アドバンスト・メディア
代表取締役会長兼社長 鈴木 清 幸

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会終了後、事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
サンシャインシティ 文化会館7階会議室 704号室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 当社取締役における報酬等の額の改定および譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
- 第4号議案 当社の従業員および当社子会社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（35頁）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに行使してください。

以上

- (1) 当日ご出席の際には、お手数ではございますが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.advanced-media.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
したがって、本提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、また監査役が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (3) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

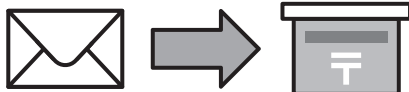
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会へご出席願えない場合は、以下の方法によっては是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

書面（郵送）

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、お早めに到着しますようご投函ください。



行使期限 2019年6月25日午後5時30分着まで

インターネット

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。



行使期限 2019年6月25日午後5時30分まで

(1) 議決権行使のお取扱いについて
複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(2) 議決権行使ウェブサイトについて
同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使
<https://www.web54.net>

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国を起点とする貿易摩擦や英国のEU離脱問題により世界経済の先行きが懸念されたものの、国内景気は雇用環境や企業収益の改善を背景に緩やかな回復が続きました。

このような情勢のもと、当社グループは、「既存コアビジネスのさらなる成長」をBSR1（第一の成長エンジン）、「新規ビジネスの創生・M&A・海外事業」をBSR2（第二の成長エンジン）と位置付け、これら音声認識ビジネスに人工知能などを付加し、価値を増幅させることでBSR（超音声認識）ビジネスに進化させていき、増収増益の構造を強固なものにすることを目指してまいりました。

そのような中、当社のコア技術である「AI音声認識」（AIにより認識精度などが向上した音声認識：AmiVoice®）や「音声AI」（音声認識を含む音声処理を前提としたAI技術：AmiAgent®）が、働き方改革の浸透、労働力人口の減少等による各企業における生産性向上・業務効率化のニーズにマッチし、その利用が好調に推移いたしました。また、株式会社アイ・ティ・アールの市場調査レポート「ITR Market View：AI市場2018」において、音声認識市場ベンダー別売上金額シェアで4年連続1位を獲得しました。これらは、当社グループが医療、コールセンター、議事録、製造・物流、モバイル、建設・不動産、ビジネスソリューションなど、多種多様な領域特化型の高精度音声認識エンジンをベースとした有用な音声認識アプリケーションやサービスを幅広い業種・業界に導入・展開してきたこれまでの豊富な実績によるものと考えております。

その結果、売上高に関しましては、BSR1（第一の成長エンジン）においては、CTI事業部およびVoXT事業部が増収し、前期比13.8%増となりました。一方、BSR2（第二の成長エンジン）においては、ビジネス開発センター、連結子会社のAMIVOICE THAI CO., LTD.が増収し前期比20.5%増となりました。当社グループ全体では、前期比15.6%増となり増収構造を強化することができました。

損益に関しましては、BSR1（第一の成長エンジン）においては、前期に引き続いてCTI事業部が営業利益の増益を牽引するとともに、VoXT事業部が大幅な増益をしたこと等により前期比で23.2%の増益となりました。一方、BSR2（第二の成長エンジン）においては、AMIVOICE THAI CO., LTD.が増益したものの、海外事業部で事業構造再構築のためのコストを先行させたこと等により赤字幅が拡大いたしました。当社グループ全体では、前期比11.8%増となり増益構造を強化することができました。経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、営業外収益として為替差益83百万円および投資事業組合運用益43百万円等を計上し大幅な増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は4,256百万円（前期は売上高3,683百万円）、営業利益724百万円（前期は営業利益647百万円）、経常利益909百万円（前期は経常利益610百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は947百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益522百万円）となり、当初計画通り増収増益の構造をより強固にすることができました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は251百万円であり、主にストレージの購入、ソフトウェアの取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は第3回新株予約権の行使により、2,990百万円の資金調達をしております。

金融機関からの借入により株式会社グラモにおいて100百万円、また株式会社Rixioにおいて20百万円を資金調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2018年8月24日付にて株式会社Rixioの全株式を取得し、同社を完全子会社としました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第19期 (2016年3月期)	第20期 (2017年3月期)	第21期 (2018年3月期)	第22期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高 (千円)	2,291,212	2,581,028	3,683,329	4,256,195
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△175,645	△103,238	522,259	947,479
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益又は1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△11円03銭	△6円48銭	32円79銭	53円09銭
総 資 産 (千円)	6,277,980	6,206,460	7,212,718	11,360,903
純 資 産 (千円)	5,049,152	4,966,555	5,504,374	10,231,277

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第19期 (2016年3月期)	第20期 (2017年3月期)	第21期 (2018年3月期)	第22期 (当事業年度) (2019年3月期)
売 上 高 (千円)	2,043,791	2,286,405	3,047,387	3,441,298
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△328,403	△36,761	545,591	958,096
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△20円62銭	△2円31銭	34円25銭	53円69銭
総 資 産 (千円)	5,973,550	5,953,291	6,742,495	10,845,506
純 資 産 (千円)	4,778,575	4,765,924	5,336,424	10,094,034

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「既存コアビジネスのさらなる成長」をBSR1（第一の成長エンジン）、「新規ビジネスの創生・M&A・海外事業」をBSR2（第二の成長エンジン）と位置付け、これら音声認識ビジネスに人工知能などを付加し、価値を増幅させたBSR（超音声認識）ビジネスに進化させていき、増収増益の構造をより強固なものにしてまいります。

あわせて、2020年3月期までをBSR導入期、2023年3月期までをBSR展開期、2026年3月期までをBSR拡大期とし、3年間で売上高をそれぞれ2倍（年平均30%増）とすることを目指してまいります。したがって、BSR3年×3（導入期・展開期・拡大期）の9年間で売上高8倍、9年目の最終年度における営業利益率30%のビジネス構造の実現を目指してまいります。

そのような計画のもと、BSR導入期3カ年の最終年度である来期につきましては、働き方改革に代表される業務効率化への意識の高まりを受け、当社のコア

技術である「AI音声認識」（AIにより認識精度などが向上した音声認識：AmiVoice®）や「音声AI」（音声認識を含む音声処理を前提としたAI技術：AmiAgent®）をベースとした「AmiVoice®クラウドプラットフォーム（ACP）ビジネス」（AmiVoice®エンジンそのものの利用ビジネス）と「AmiVoice®クラウドサービス（ACS）ビジネス」（AmiVoice®エンジンを利用したアプリ/サービスの利用ビジネス）により、引き続き増収増益の構造の強化を行ってまいります。具体的には、今までの主力のプロダクト販売やソリューションビジネスというフロービジネスの拡大と新たなACPおよびACSの利用料ビジネスの導入を同時に成功させ、再来期から始まるBSR展開期3カ年に繋いでまいります。

(4) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

- ①AmiVoice®を組み込んだ音声認識ソリューションの企画・設計・開発を行う「ソリューション事業」
- ②AmiVoice®を組み込んだアプリケーション商品をライセンス販売する「プロダクト事業」
- ③企業内のユーザーや一般消費者へAmiVoice®をサービス利用の形で提供する「サービス事業」

(5) 主要な事業所（2019年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都豊島区
大 阪 事 業 所	大阪府大阪市中央区

(注) 当社は2018年10月1日付でビジネス開発センターを移転するとともに大阪事業所に名称を変更いたしました。

② 子会社

A M I V O I C E T H A I C O . , L T D .	本社：Bangkok, Thailand
株 式 会 社 グ ラ モ	本社：東京都豊島区
G l a m o A m e r i c a , I n c .	本社：Nevada, U.S.A.
株 式 会 社 速 記 セ ン タ ー つ く ば	本社：茨城県取手市
株 式 会 社 R i x i o	本社：東京都中央区

(6) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
229 (145) 名	48 (99) 名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、アルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて著しく増加しておりますが、その主な理由は2018年8月24日付で株式会社Rixioを連結子会社化したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
153 (29) 名	10 (7) 名増	39.1歳	6.78年

- (注) 使用人数は就業員数であり、アルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2019年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社および関連会社の状況

イ. 重要な子会社

社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	事 業 内 容
AMIVOICE THAI CO., LTD.	27,000千タイバツ	100.00	音声認識ソリューションの開発および提供
株式会社グラモ	80,000千円	66.32	高機能学習リモコンおよびHEMS関連機器の開発・製造・販売
Glamo America, Inc.	10千米ドル	66.32	高機能学習リモコンおよびHEMS関連機器の販売
株式会社速記センターつくば	10,000千円	100.00	文字起こし事業および会議録作成
株式会社Rixio	20,000千円	100.00	建設業界向け品質検査・内覧顧客対応・内覧会場設営業務等

- (注) 2018年8月24日に株式会社Rixioの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

ロ. 重要な関連会社

社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	事 業 内 容
True Voice Company Limited	24,000千タイバツ	45.00	音声認識ソリューションの開発および提供

- (注) 出資比率は間接保有も含めております。

③ その他

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先および借入額 (2019年3月31日現在)

① 当社

該当事項はありません。

② 子会社

会社名	借入先	借入金残高
株式会社グラモ	株式会社りそな銀行	25,004千円
株式会社グラモ	株式会社三井住友銀行	50,000千円
株式会社グラモ	株式会社日本政策金融公庫	147,088千円
株式会社Rixio	興産信用金庫	17,996千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 35,800,000株
- ② 発行済株式の総数 18,267,524株
- ③ 株主数 12,349名

（注）第3回新株予約権および第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により、発行済株式の総数が2,338,119株増加しております。

④ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
ウィズ・アジア・エボリューションファンド 投資事業有限責任組合	1,286,324	7.04
株式会社サン・クロレラ	990,000	5.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社（信託口）	811,100	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社（信託口9）	600,000	3.28
株 式 会 社 B S R	560,000	3.07
木 田 裕 介	472,000	2.58
住友不動産株式会社	469,000	2.57
鈴木清幸	462,400	2.53
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券 投資信託口）	412,500	2.26
村 上 青 史	348,000	1.91

（注）持株比率は、自己株式（133株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 長 兼 社 長	鈴 木 清 幸		AMIVOICE THAI CO.,LTD. Director
常 務 取 締 役	立 松 克 己	経 営 管 理 本 部 長 兼 ビジネス開 発 センター 長	株式会社Rixio取締役
取 締 役	藤 田 泰 彦	S H 事 業 部 長	AMIVOICE THAI CO.,LTD. President
取 締 役	大 柳 伸 也	事 業 本 部 長 兼 C T I 事 業 部 長	
取 締 役	飯 野 智		株式会社ウィズ・パートナーズフ ァンド事業CIO兼投資運用部長 株式会社グラモ取締役
取 締 役	片 山 龍 太 郎		株式会社ケイライブ代表取締役
常 勤 監 査 役	石 川 紘 次		
監 査 役	向 川 寿 人		向川公認会計士事務所代表
監 査 役	小 林 明 隆		一番町国際法律特許事務所代表

- (注) 1. 取締役立松克己氏の地位は2018年6月27日付で取締役から常務取締役に変更となりました。また、同氏は、同9月1日付で当社の連結子会社である株式会社Rixioの取締役に就任しております。
2. 取締役藤田泰彦氏は2018年4月1日付でSH事業部長に就任いたしました。また、同氏は、同5月30日付で海外事業部長に就任し、その後、同8月1日付で同職を退任いたしました（なお、同氏は、引き続き海外事業部を所管しております。）。
3. 取締役飯野智氏および片山龍太郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役石川紘次氏および向川寿人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役向川寿人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 当社は、監査役石川紘次氏および向川寿人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役の全員は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としておりません。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	支給額（千円）
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6 (-)	31,375 (-)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	11,100 (9,300)
合 計	9	42,475

- (注) 1. 上表には、2018年6月27日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 社外取締役については、報酬は支払っておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第7回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第7回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社の関係

取締役飯野智氏は株式会社ウィズ・パートナーズのファンド事業CIO兼投資運用部長を兼務しており、同社が業務執行組合員であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は、当社の株式を一部保有しております。なお、取締役片山龍太郎氏は同社との間で顧問契約を締結しております。

取締役飯野智氏が取締役就任している株式会社グラモは当社の連結子会社であります。

取締役片山龍太郎氏は、株式会社ケイライブの代表取締役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別な関係はありません。

監査役向川寿人氏は、向川公認会計士事務所の代表を兼職しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役飯野智	18	100.00	-	-
取締役片山龍太郎	17	94.44	-	-
監査役石川紘次	17	94.44	15	100.00
監査役向川寿人	15	83.33	15	100.00

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役飯野智氏および片山龍太郎氏は、取締役会において、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、これまでの経験を生かした経営に関する発言および助言を行っております。

監査役石川紘次氏は、取締役会において、社外監査役として報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、監査役会において、監査活動報告および各監査役の知見を交えた監査役の職務執行に関する意見交換および重要事項についての協議を行っております。

監査役向川寿人氏は、取締役会において、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するための助言および提言を行っております。また、監査役会において、監査活動報告および各監査役の知見を交えた監査役の職務執行に関する意見交換および重要事項についての協議を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人アヴァンティア
- ② 報酬等の額

	報酬額（千円）
会計監査人としての報酬等の額	20,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,387

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、取締役その他社内関係部署の意見も聴取した上で、相当と判断し、同意をしております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社であるAMIVOICE THAI CO., LTD.については、当社の会計監査人以外の、外国において公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
＜資産の部＞		＜負債の部＞	
流動資産	8,108,778	流動負債	965,720
現金及び預金	6,484,622	買掛金	132,966
受取手形及び売掛金	1,263,388	短期借入金	75,004
電子記録債権	74,900	1年内返済予定の長期借入金	9,000
商品及び製品	100,391	未払金	208,130
仕掛品	7,489	未払法人税等	118,340
原材料及び貯蔵品	52,446	前受金	247,837
未収入金	6,030	その他	174,441
その他	122,288	固定負債	163,905
貸倒引当金	△2,780	長期借入金	156,084
固定資産	3,252,124	資産除去債務	7,821
有形固定資産	65,542	負債合計	1,129,625
建物	10,845	＜純資産の部＞	
その他	54,696	株主資本	9,907,128
無形固定資産	365,649	資本金	6,868,417
ソフトウェア	273,573	資本剰余金	5,876,092
ソフトウェア仮勘定のれん	76,293	利益剰余金	△2,837,155
その他	15,666	自己株式	△226
投資その他の資産	2,820,933	その他の包括利益累計額	164,817
投資有価証券	2,176,725	その他有価証券評価差額金	159,420
敷金及び保証金	183,315	為替換算調整勘定	5,397
長期前払費用	243,939	非支配株主持分	159,331
繰延税金資産	59,485	純資産合計	10,231,277
その他	157,468	負債純資産合計	11,360,903
資産合計	11,360,903		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,256,195
売上原価		1,239,651
売上総利益		3,016,544
販売費及び一般管理費		2,292,393
営業利益		724,151
営業外収益		
受取利息	43,143	
為替差益	83,302	
投資事業組合運用益	43,387	
持分法による投資利益	6,917	
雑収入	11,479	188,229
営業外費用		
支払利息	1,689	
貸倒引当金繰入額	572	
雑損失	589	2,851
経常利益		909,529
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		909,529
法人税、住民税及び事業税	116,483	
法人税等調整額	△129,815	△13,332
当期純利益		922,861
非支配株主に帰属する当期純損失		24,617
親会社株主に帰属する当期純利益		947,479

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資産の部>		<負債の部>	
流動資産	7,484,573	流動負債	743,650
現金及び預金	6,194,211	買掛金	108,772
受取手形	162	未払金	181,808
売掛金	1,024,430	未払費用	51,040
電子記録債権	24,859	未払法人税等	116,631
商品及び製品	42,367	前受金	220,013
仕掛品	6,936	預り金	19,620
原材料及び貯蔵品	31,949	その他	45,762
前払費用	95,697	固定負債	7,821
未収入金	2,508	資産除去債務	7,821
その他	64,245		
貸倒引当金	△2,793	負債合計	751,471
固定資産	3,360,932	<純資産の部>	
有形固定資産	57,498	株主資本	9,934,614
建物	10,505	資本金	6,868,417
その他	46,992	資本剰余金	5,333,437
無形固定資産	335,001	資本準備金	5,333,437
ソフトウェア	258,708	利益剰余金	△2,267,014
ソフトウェア仮勘定	76,293	その他利益剰余金	△2,267,014
投資その他の資産	2,968,432	繰越利益剰余金	△2,267,014
投資有価証券	2,154,030	自己株式	△226
関係会社株式	175,516	評価・換算差額等	159,420
敷金及び保証金	178,243	その他有価証券評価差額金	159,420
長期前払費用	243,688		
繰延税金資産	59,485	純資産合計	10,094,034
その他	157,468		
資産合計	10,845,506	負債純資産合計	10,845,506

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,441,298
売 上 原 価		862,090
売 上 総 利 益		2,579,207
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,825,582
営 業 利 益		753,625
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	43,201	
為 替 差 益	83,887	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	43,387	
雑 収 入	15,429	185,906
営 業 外 費 用		
雑 損 失	66	66
経 常 利 益		939,464
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		939,464
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	111,183	
法 人 税 等 調 整 額	△129,815	△18,632
当 期 純 利 益		958,096

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木村 直人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンスト・メディアの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスト・メディア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

株式会社アドバンスト・メディア

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木村 直人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンスト・メディアの2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査役会活動計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び重要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人アヴァンティアから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

株式会社アドバンスト・メディア 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	石	川	紘	次	Ⓣ
監査役（社外監査役）	向	川	寿	人	Ⓣ
監査役	小	林	明	隆	Ⓣ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	すずき きよゆき 鈴木 清 幸 (1952年1月13日)	1997年12月 当社設立 代表取締役社長 2008年6月 当社代表取締役会長 2010年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任） (重要な兼職の状況) AMIVOICE THAI CO., LTD. Director	462,400株
2	たてまつ かつみ 立松 克己 (1964年11月8日)	2005年12月 当社入社 総務・人事部長 2006年6月 当社取締役総務・人事部長 2012年4月 当社取締役経営管理部長 2013年9月 ㈱グラモ取締役 2017年4月 当社取締役経営管理本部長兼ビジネス開発センター長 2018年6月 当社常務取締役経営管理本部長兼ビジネス開発センター長（現任） 2018年9月 ㈱Rixio取締役（現任） (重要な兼職の状況) ㈱Rixio取締役	2,000株
3	ふじた やすひこ 藤田 泰彦 (1960年4月28日)	1998年10月 当社入社 開発本部長 2000年6月 当社取締役開発本部長 2010年5月 当社取締役技術本部長 2012年4月 当社取締役情報システム部長兼海外事業部長 2017年4月 当社取締役知財部長 2018年4月 当社取締役SH事業部長 2018年5月 当社取締役SH事業部長兼海外事業部長 2019年4月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) AMIVOICE THAI CO., LTD. President	20,000株
4	おおやなぎ しんや 大柳 伸也 (1975年4月4日)	2008年9月 当社入社 2014年4月 当社CTI事業部長 2018年4月 当社事業本部長兼CTI事業部長 2018年6月 当社取締役事業本部長兼CTI事業部長 2019年4月 当社取締役事業本部長（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
5	飯野 さとる 智 (1965年7月9日)	1989年4月 ㈱日立製作所入社 2000年3月 CSKベンチャーキャピタル㈱入社 2004年6月 同社取締役 2010年9月 ㈱ウィズ・パートナーズマネージング・ダイレクター 2013年6月 当社社外取締役(現任) 2013年9月 ㈱グラモ取締役(現任) 2015年4月 ㈱ウィズ・パートナーズファンド事業CIO兼投資運用部長(現任) 2017年3月 ㈱ALBERT社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱グラモ取締役 ㈱ウィズ・パートナーズファンド事業CIO兼投資運用部長	—
6	片山 龍太郎 (1957年4月5日)	1994年6月 マルマンゴルフ㈱代表取締役 1995年11月 ㈱マルマン代表取締役 2003年7月 ㈱産業再生機構執行役員マネージングディレクター 2006年10月 ジュリアーニ・パートナーズ在日代表 2010年9月 ㈱ウィズ・パートナーズエグゼクティブアドバイザー 2012年5月 ㈱クリスティーズジャパン代表取締役 2016年5月 ㈱ウィズ・パートナーズ顧問(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2016年8月 ㈱ケイライブ代表取締役(現任) 2016年11月 俺の㈱社外取締役(現任) 2019年3月 スタートバーン㈱社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱ケイライブ代表取締役	—

- (注) 1. 候補者飯野智氏は株式会社ウィズ・パートナーズのファンド事業CIO兼投資運用部長を兼務しており、候補者片山龍太郎氏は同社との間で顧問契約を締結しております。同社が業務執行組員であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は当社の株式を一部保有しております。なお、他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者飯野智氏および片山龍太郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、候補者飯野智氏は、当社の子会社である株式会社グラモの取締役を兼務しておりますが、業務執行は行っておりません。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
候補者飯野智氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
候補者片山龍太郎氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年あります。

4. 候補者飯野智氏および片山龍太郎氏を社外取締役候補者とした理由
候補者飯野智氏および片山龍太郎氏は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験と見識を当社の経営に活かしていただけると判断したためです。
5. 当社は候補者飯野智氏および片山龍太郎氏との間で会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続します。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役石川紘次氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
いしかわ こうじ 石川 紘次 (1944年8月3日)	1976年10月 (株)学究社入社 1991年6月 同社常勤監査役 2000年6月 当社常勤監査役(社外監査役)(現任)	9,000株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石川紘次氏は、社外監査役候補者であります。
3. 石川紘次氏を社外監査役候補者とした理由および同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、当社の常勤監査役として監査され、企業統治について十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。
4. 社外監査役候補者が監査役に就任してからの年数
石川紘次氏の当社監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって19年であります。
5. 当社は石川紘次氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。本総会において原案どおり監査役に選任された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、石川紘次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 当社取締役における報酬等の額の改定および譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社グループは、2020年3月期までをBSR導入期、2023年3月期までをBSR展開期、2026年3月期までをBSR拡大期とし、BSR3年×3（導入期・展開期・拡大期）の9年間で売上高8倍、9年目の最終年度における営業利益率30%のビジネス構造の実現を目指しております。

このような中、当社の取締役が当社グループの企業価値の向上に向けて果たすべき役割はこれまで以上に大きくなると共に、音声認識をはじめとしたAIビジネスの事業環境の進展や今後の当社事業拡大を踏まえたグローバルな経営人材の獲得・育成、社会経済情勢の変化への対応、コーポレートガバナンスの強化などを勘案した結果、取締役の報酬等の額の改定をすると共に、株主の皆様と価値の共有化をより一層進めるため、社外取締役を除く当社取締役（以下「対象取締役」という。）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

具体的には、取締役の報酬等の額につきまして、2004年6月29日開催の第7回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただきましたが、年額600百万円以内（うち社外取締役の報酬等の額については年額300百万円以内）とさせていただきたいと存じます。また、当該報酬等の額とは別に、株主の皆様と価値の共有化をより一層進めることを目的として、対象取締役に対し、新たに別枠で譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を年額300百万円以内で支給するものとさせていただきたいと存じます。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給いたしません。

なお、上記報酬等の額のいずれにも、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式

の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から10年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社グループ会社の取締役(社外取締役を除く。)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開

始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第4号議案 当社の従業員および当社子会社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の従業員および当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員および当社子会社の取締役の業績向上に対する貢献意欲を一層高め、当社の企業価値向上に資することを目的として、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行するものであります。当社グループは、2020年3月期までをBSR導入期、2023年3月期までをBSR展開期、2026年3月期までをBSR拡大大期とし、BSR3年×3（導入期・展開期・拡大大期）の9年間で売上高8倍、9年目の最終年度における営業利益率30%のビジネス構造の実現を目指しております。

このような中で、当社の従業員および当社子会社の取締役のこれら中長期計画達成に対する貢献意欲を一層高めることと共に、優秀な人材の確保・定着化を目的とし、また、株主の皆様と価値の共有化を一層進めること等から、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限およびその内容等

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割また

は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

イ 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

ロ 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ハ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後2年を経過した日から当該割当日後5年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

- イ 新株予約権者が権利行使をする前に、下記⑨. の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ロ 当社は、以下（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）または（ホ）の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - （イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - （ロ）当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - （ハ）当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - （ニ）当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - （ホ）新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑦組織再編行為をする場合の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式

会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定するものとする。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定するものとする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定するものとする。

リ その他新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定するものとする。

- ⑧新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨新株予約権証の行使の条件
- イ 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役または執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
 - ロ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑩その他の新株予約権の内容
その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブサイト <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

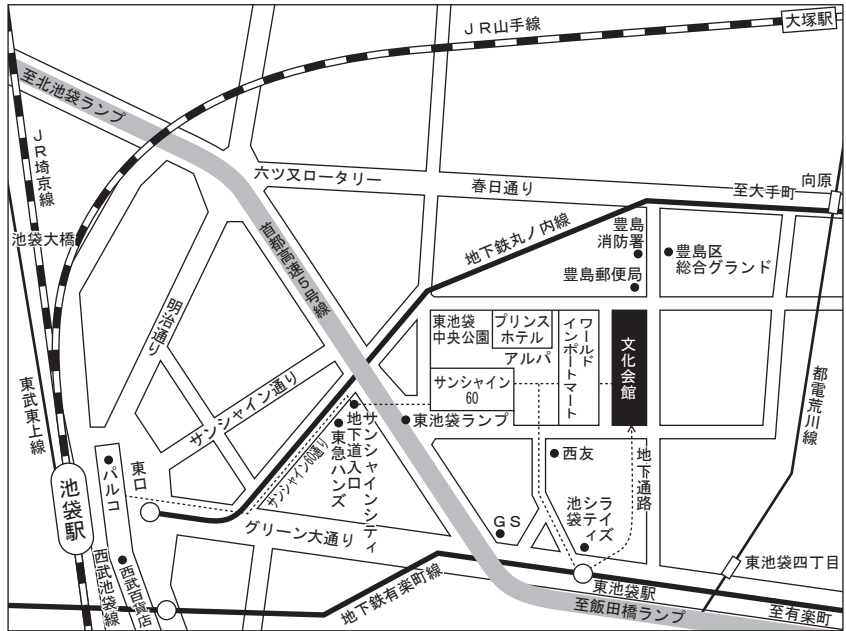
イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会会場ご案内

会 場 東京都豊島区東池袋三丁目1番4号
サンシャインシティ 文化会館7階会議室 704号室



交 通 ■池袋駅東口

(JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、
地下鉄丸ノ内線・有楽町線・副都心線、西武池袋線、東武東上線) から徒歩15分

■東池袋駅

(地下鉄有楽町線) から徒歩8分